

商 中 第 57 号
令和 7 年 5 月 7 日

関係機関代表者 殿
(融資制度担当部署扱い)

沖縄県知事 玉城 康裕
(公印省略)

米国政府の関税強化により影響を受けた事業者に対する中小企業セーフティネット資金の適用について (通知)

県では、災害等によって経営に支障を来している事業者の迅速な復旧を支援するため、県融資制度の「中小企業セーフティネット資金」において、「知事が認定する災害等により被害を受けた中小企業者、協同組合等」を融資対象として取り扱っております。

今般、米国政府の関税強化を中小企業セーフティネット資金の対象災害等と認定し、下記に掲げる地域において影響を受けた中小企業者等を融資対象といたしますので、お知らせします。本件につき、貴管下の関係部署等に周知くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、本通知は文書管理規程（昭和 49 年訓令第 37 号）の一部改正（令和 5 年 4 月 1 日施行）に伴い公印の押印を省略していることを申し添えます。

記

- 1 災害復旧貸付の融資対象となる災害
米国政府の関税強化
- 2 災害復旧貸付の融資対象となる地域
沖縄県内全市町村
- 3 災害復旧貸付の申込期間
令和 7 年 5 月 12 日から県相談窓口閉鎖まで
※ 具体的な申込期間は後日、通知します。
- 4 災害復旧貸付の融資条件等
別紙のとおり。

問い合わせ先 沖縄県 商工労働部 中小企業支援課 TEL : 098-866-2343 E-mail : aa052108@pref.okinawa.lg.jp

米国政府の関税強化により影響を受けた事業者に対する中小企業セーフティネット資金の適用について

この度の米国政府による関税強化によって影響を受けている中小企業の皆様におかれましては、多大なるご負担を強いられていることと存じます。

県では、中小企業の皆様がこの度の影響から迅速に回復できるよう、県融資制度「中小企業セーフティネット資金」の融資対象4（災害等被害対応貸付）による資金繰り支援を下記のとおり行います。

記

1 融資対象者

事業歴が1年以上で、米国政府による関税強化によって影響を受けている※中小企業者、協同組合等（農林漁業や金融・保険業等の一部業種は対象となりません。）

2 融資対象となる地域 沖縄県内全市町村

3 資金使途 被害対応に係る事業資金

4 融資限度額 運転のみ3,000万円（一般保証枠適用）

5 融資期間 運転7年（据置1年）

6 融資利率 0.90%

7 保証料率 0.00%（保証料については県が全額負担します。）

8 金融機関への融資申込期間

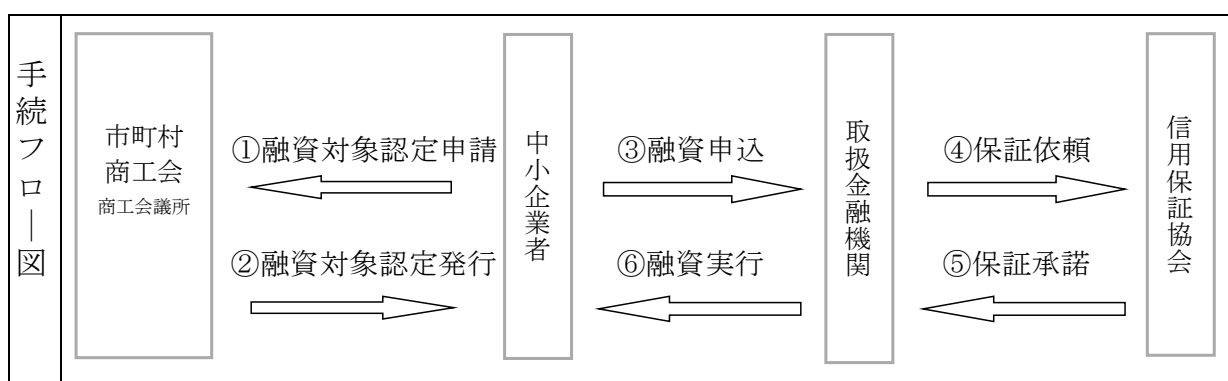
令和7年5月12日から県相談窓口閉鎖まで（別途通知）

9 融資申込みの方法

「市町村長若しくは商工会会長が発行した融資対象認定書」を取得後、当該証明書を県融資制度の必要書類に添付し、直接取扱金融機関に融資を申し込む。

10 取扱金融機関

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫
沖縄県農業協同組合、みずほ銀行、鹿児島銀行



※ 米国へ輸出していたが、関税強化に伴い輸出が減少した、または第三国から米国への製品輸出が減少したことにより、第三国への部品輸出が減少したなど、追加関税措置により、直接的又は間接的に影響を受け、事業活動に支障が生じている法人及び個人事業主。

問い合わせ先

沖縄県 商工労働部 中小企業支援課

TEL : 098-866-2343

E-mail : aa052108@pref.okinawa.lg.jp